

事後評価シートをご覧になる前に

《なぜ事後評価を行うのか》

市は、若葉駅西口地区の整備を進めるうえで国から補助金（社会資本整備総合交付金）を受け整備を行ってきました。この度、交付金の交付期間が終了し、正しく交付金が活用され、事業が執行されたのか確認するために事後評価を実施します。

《社会資本整備総合交付金とは》

社会資本整備総合交付金の目的は、地域主導の個性あふれるまちづくりを実施し、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図るため創設された制度です。地方公共団体にとって、自由度が高く、創意工夫を生かせる総合的な交付金となっています。以下に制度の概要を説明します。

制度の概要

都市再生整備計画の立案

まちの課題に対し、地域の特性を踏まえ、まちづくりの目標と目標を実現するために実施する各種事業等を記載した都市再生整備計画を作成します。

交付金の交付

年度ごとに交付金が交付されます。交付期間は概ね3年から5年間です。交付限度額は、交付対象事業費の4割ほどとなっています。

事業の終了

事後評価の実施

市は、各種事業を通しまちづくりの目標の達成状況に関する事後評価を実施し、結果を公表するとともに市民の意見を伺います。

※都市再生整備計画とは

市は、社会資本整備総合交付金の交付を受けようとするときには、都市再生整備計画を国土交通大臣に提出します。都市再生整備計画には、交付期間、まちづくりの目標、目標の実現状況を定量化する指標、交付期間内に実施する事業等を記載します。

都市再生整備計画作成から事後評価までの流れ

